

パラリンピック競技大会出場激励金支給要綱

平成20年6月9日制定
[保健福祉部障がい福祉課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の障がい者スポーツの振興を図るため、パラリンピック競技大会に出場する選手に対し、激励金を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象大会)

第2条 激励金の支給の対象となる大会は、パラリンピック競技大会とする。

(支給対象者及び支給額)

第3条 激励金の支給の対象となる者は、前条の大会に選手として出場する者で、本市に住所を有するものとし、激励金の支給額は、**300,000**円以内とする。

附 則

この要綱は、平成20年6月9日から施行する。